

裁 決 申 請 書

裁 決 申 請 者 住 所

氏 名

相 手 方 住 所

氏 名

海岸法第十二條の二第一項（第十八條第七項、第十九條第一項、第二十一條第三項、第二十一條の三第三項、第二十三條第三項並びに第三十七條の八において準用する第十二條の二第一項、第十八條第七項及び第二十三條第三項）の規定による損失の補償について、同法第十二條の二第二項（第十八條第八項において準用する第十二條の二第二項、第十九條第三項並びに第二十一條第四項、第二十一條の三第四項、第二十三條第四項及び第三十七條の八において準用する第十二條の二第二項）の規定による協議が成立しないから、左記により裁決を申請します。

記

一 損失の事実

二 損失の補償の見積及びその内容

三 協議の経過

年 月 日

裁 決 申 請 者 住 所

氏 名

収 用 委 員 会 御 中

備 考

一 裁 決 申 請 者 又 は 相 手 方 が 法 人 で あ る 場 合 に お いて は、氏 名 は、そ の 法 人 の 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 を 記 載 す る こ と。

二 裁 決 申 請 者 が 二 人 以 上 の 場 合 は、連 名 で 申 請 す る こ と が で き る こ と。
三 「 損 失 の 事 実 」 に つ い て は、発 生 の 場 所 及 び 時 期 を あ わ せ て 記 載 す る こ と。
四 「 損 失 の 補 償 の 見 積 及 び そ の 内 容 」 に つ い て は、積 算 の 基 礎 を 明 ら か に す る も の と し、法 第 十 九 條 第 一 項 の 規 定 に よ っ て 工 事 を 行 う こ と を 要 求 す る 場 合 は、そ の 費 用 の 見 積 を あ わ せ て 記 載 す る こ と。
五 「 協 議 の 経 過 」 に つ い て は、経 過 の 説 明 の ほ か に 協 議 が 成 立 し な い 事 情 を 明 ら か に す る こ と。